

改正案

目次（現行のとおり）

第一条から第八十三条まで（現行のとおり）

別表第一から別表第十一まで（現行のとおり）

別表第十二 汚染土壌処理基準（第五十六条関係）

有害物質の種類	基準値	
	溶出量（単位 検液一リットルにつきミリグラム）	含有量（単位 土壌一キログラムにつきミリグラム）
一、カドミウム及びその化合物の項から二十六、ふつ素及びその化合物の項まで 二、七十七 塩化ビニルモノマー	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	〇・〇〇一	

備考（現行のとおり）

別表第十三から別表第二十まで（現行のとおり）

別記第一号様式から第三十九号様式まで（現行のとおり）

現行

目次（略）

第一条から第八十三条まで（略）

別表第一から別表第十一まで（略）

別表第十二 汚染土壌処理基準（第五十六条関係）

有害物質の種類	基準値	
	溶出量（単位 検液一リットルにつきミリグラム）	含有量（単位 土壌一キログラムにつきミリグラム）
一、カドミウム及びその化合物の項から二十六、ふつ素及びその化合物の項まで	（略）	（略）

備考（略）

別表第十三から別表第二十まで（略）

別記第一号様式から第三十九号様式まで（略）